51—10　ＰＵＤＴ

無効審判の審理開始

１．　審理開始に伴う手続

(1) 請求書副本の送達

審判長は、無効審判の請求があったときは、審判請求が適式であるか否かを点検（無効審判の請求の不備と補正→51—08）した上で、請求書副本を被請求人に送達し、相当の期間（→25—01.2）を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない（答弁指令）（特§134①、実§39、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 専用実施権者などへの通知

無効審判の請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有するものに通知する（特§123④、実§37④、意§48④、商§46④、§68④、→11—02）。

(3) 提出書類の送付

提出された書類の副本は相手方に送付する。

(4) 請求人から証拠調べの申出があるとき

請求人が審判請求当初から証人尋問等の証拠調べの申出をしており、証拠調べにおいて請求人の主張を立証する証拠を提示させた後に被請求人に答弁機会･訂正の請求の機会を与えることが適切と認められるときにおいては、最初に請求書の副本を送達し、次いで証拠調べを行い、さらにその後に答弁機会･訂正の請求の機会を与えることとしても差し支えない。

このとき、請求書の副本を送達する通知書に、証拠調べを行った後に答弁･訂正請求のための期間を指定する旨を付記する。なお、期間指定前に被請求人が答弁書を提出することは妨げられないが、訂正の請求をすることはできない。

（参考）参加申請があったとき（→57—00～57—09）

２． 答弁書、訂正請求書

(1) 答弁機会

被請求人（権利者）は、以下の答弁機会に答弁書を提出して、請求人が主張する無効理由に対して反論をすることができる。

ア 法定の答弁機会

被請求人は、請求書の副本が送達されたとき、指定期間（→25―01.2）内に答弁書を提出することができる（特§134①、実§39①、意§52、商§56①、§68④）。

また、審判長が審判請求書の請求の理由の要旨を変更する補正（弁駁書又は口頭審理陳述要領書により実質的に請求の理由の要旨が変更されるときを含む。）を許可するときも、原則として指定期間内に答弁書を提出する機会が与えられる（特§134②、実§39②、意§52）。

特許無効審判においては、これらの指定期間内に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求をすることができる（特§134の2①）（→51―11）。

イ 施行規則上の答弁機会

上記の法定の答弁機会だけでなく、審判長は、必要と認めるときは、相当の期間を示して、被請求人に答弁書の提出を求めることができる（特施規§47の2①、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

被請求人は、審判長に示された期間内に答弁書を提出することができるが、その期間であっても訂正の請求をすることはできない。

(2) 答弁書の様式

答弁書は、特施規様式第63により作成しなければならない（特施規§47①、実施規§23⑬、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

（改訂 R1.6）